

火薬類取締法施行規則等の改正（庫外貯蔵できる火薬類）の概要

平成31年2月28日
産業保安グループ
鉦山・火薬類監理官付

1. 改正の経緯

(1) 航空機用火工品の庫外貯蔵数量改正

火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第11条第1項本文において、危害予防の見地から、火薬類の保管は火薬庫での貯蔵を原則としているが、その例外として、同項のただし書きの規定等に基づき、一定の者に対して、種類に応じた一定量に限り、火薬庫外での貯蔵（以下「庫外貯蔵」という。）を認めている（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）第15条第1項等）。

現在、37品目の火薬類について、庫外貯蔵することを認めているが、昨今の火薬類の用途拡大（航空機に用いる消火剤の散布への活用等）及び安全性の向上（少量の火薬類で起動する着衣型エアバッグの普及等）を踏まえ、利便性向上の観点から、庫外貯蔵することが可能な火薬類の拡大が求められている。

このため、第6回産業構造審議会保安分科会火薬小委員会（平成28年1月22日）において審議した結果、航空機用火工品について、顕著な危険性を有しない物質及び物品である危険区分が1.4かつ、隔離区分がSに該当する火薬類（JISK4828-2（2003）。以下「1.4S火薬類」という。）である場合は、一定の数量（200g）以下を庫外貯蔵することができる火薬類として取り扱うこととされた。これについて、所要の改正を講じることとした。

(2) 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量（告示）の改正

平成29年1月25日に施行された火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第4号）により、規則第15条の表について、都道府県知事の後に、「（指定都市の区域にあっては、指定都市の長）」を追加する改正が行われたところ。昭和49年通商産業省告示第51号（火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量）（以下、単に「告示」という。）においても、当該改正を反映するため所要の改正を行った。

2. 具体的な改正内容

(1) 航空機用火工品の庫外貯蔵数量改正

1. 4 S火薬類（航空機用火工品に限る。）について、それらの原料をなす火薬又は爆薬の総量が、「都道府県知事（指定都市の区域にあっては、指定都市の長）が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者」にあっては200 g以下であれば、庫外貯蔵することができるよう改正を行った。（規則第15条）

(2) 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量の改正

告示の表の都道府県知事と記載されている箇所について、「（指定都市の区域にあっては、指定都市の長）」が追加されるよう改正を行った。

3. スケジュール

平成31年1月8日

公布・施行

以上